

履修規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、札幌医療リハビリ専門学校学則第1条及び第8条から第25条に基づき、学生が卒業資格を得るための履修等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第1条の2 この規程で「履修」とは、学則第8条に定められた各科目の講義、演習、実習、臨床実習等を受講することをいう。

(教育の理念、教育の目的及び教育目標)

第1条の3 本校の教育の理念、教育の目的及び教育目標は、次のとおりとする。

教育の理念（建学の精神）：個性を伸ばし自信をつけさせて社会に送り出す。

教育の目的：地域医療の発展に寄与しうる有能な人材を育成する。

教育の目標：人間性豊かなセラピストを育てる。

(教育方針)

第1条の4 第1条の3の教育理念、教育の目的及び教育目標を達成するため、教育方針（卒業認定の方針、教育課程編成・実施の方針及び入学者受入れの方針）は、別紙第1のとおりとする。

第2章 科目の履修

(卒業単位)

第2条 学生が3年以上在学し卒業資格を得るためには、各学科の単位を修得しなければならない。

学 科 名	単 位
理学療法学科	昼間部
	1 3 4
作業療法学科	夜間部
	1 3 2
作業療法学科	昼間部
	1 3 2

(単位算定基準)

第3条 各授業科目(以下「科目」という)の単位算定基準は、学則第10条により次のとおりとする。

- (1) 講義については、15 時間から 30 時間の授業をもって1 単位とする。
- (2) 実験実習及び実技については、30 時間から 45 時間の授業をもって1 単位とする。
- (3) 臨床実習については、45 時間の実習をもって1 単位とする。

(臨床実習)

第4条 臨床実習に必要な事項については、「臨床実習指導要領」に定める。

(履修科目及び単位)

第5条 各年次の学生が履修する科目及びその単位は学則第8条別表第2のとおりとする。

- 2 前項の規程のうち、卒業研究の科目については、学修の成果を評価して適切と認められる場合に単位を授与する。

第3章 受 講

(出席・欠席の記録等)

第6条 出席、欠席の記録は、科目毎に、授業担当者が出席簿により行う。

- 2 遅刻・早退とは、各授業時間に10 分まで欠くことをいう。
- 3 遅刻・早退する者は、授業担当講師に遅刻又は早退を届け出るものとする。
- 4 遅刻・早退の回数については、3 回で1 時限の欠席として扱う。
- 5 交通機関の遅れによる場合、各交通運営会社が発行する遅延証明書を提出するものとする。この場合は、遅刻として扱わない。
- 6 欠席する者、又は欠席した者は、欠席届を作成しクラス担任の押印を受けた後、授業担当講師に提出する。

(公認欠席)

第7条 次の場合は、公認欠席(以下「公欠」という。)として出席扱いにする。公欠に該当する場合は、(1)、(5)の号を除き必ず事前にクラス担任へ公欠願(届)を提出する。(3)～(7)については、必要最小限の期間とする。

- (1) 3 親等内の親族が死亡した場合

- ア 配偶者及び一親等の血族 7 日以内(姻族3 日以内)
- イ 二親等の血族 3 日以内(姻族2 日以内)
- ウ 三親等の血族 3 日以内(姻族2 日以内)

- (2) 父母の忌日 1 日

- (3) 就職試験、会社訪問、企業研修及びこれらに類するものに参加する場合

- (4) クラブ活動等で大会や発表会等へ参加する場合

- (5) 感染症法等に定める感染症に感染した場合、または感染した疑いがある場合で医師から登校停止の指示を受けた場合

- (6) ワクチン接種後の副反応及び感染症発症後の後遺症などにより登校が出来ない場合(診断書を求める場合がある。)

(7) その他特に校長が認めた場合

- 2 公欠取得の上限は、履修すべき科目の授業時数三分の一を超えない範囲（既に公欠以外の欠席がある場合は、公欠と欠席の授業時数の合算）内とする。
- 3 公欠取得の上限を超える科目がある場合は、補講等を受講しなければならない。

(講義の種類)

第8条 講義は、内容及び状態別によってつぎのとおりとする。

(1) 内容別

- ア 通常講義 : 1年間又は半期において8コマ以上行う講義
- イ 集中講義 : 集中的に行う講義
- ウ 特別講義 : 特別な目的のために行われる講義
- エ (科目名)ゼミ : 単位科目以外の講義
- オ ホームルーム(HR) : 学校生活への適応を図るとともに、その充実と向上、学生が当面する諸課題への対応及び健全な生活態度の育成に資する活動を行う時間
- カ 補習 : 特定の学生に対して行われる補完的な講義

(2) 状態別

- ア 休講 : 教員・講師等の都合により講義を休み、その講義がない状態のこと
- イ 補講 : 同一の教員・講師が、休講となった講義を別な機会に行うこと
- ウ 代講 : 同一の講義を別な教員・講師が代わって行うこと
- エ 振替講義 : 休講により空いた時限に、他の教員・講師が別の講義を行うこと

(閉講)

第9条 選択科目は、年次により開講しないことがある。

- 2 開講した講義でも受講人員が10名に満たない場合には、開講を取り止めることがある。

第4章 試験及び成績評価

(試験の種類)

第10条 試験の種類は、定期試験、追試験、再試験、卒業試験、実習・実技試験、レポート、論文とする。

- 2 その他履修進度に応じて随時実施される試験は、平常試験と呼称する。

(定期試験)

第11条 定期試験は、それぞれの学期で履修した各科目所定の授業終了後に行う。

(追試験)

第12条 追試験は、病気、その他やむを得ない事由により、定期試験を受けることができないものに対して原則として1回に限り行う。

- 2 前項の「やむを得ない事由」とは、次の場合をいう。

- (1) 自宅療養及び入院等を要する疾患
- (2) 就職試験

- (3) 父母、兄弟等の死亡
- (4) その他妥当と判断される理由のある場合

(定期試験の評価及び再試験)

第 13 条 定期試験（追試験を含む）における科目試験結果の評価は、満点を 100%、最低点を 0%の得点率をもって評価する。

- ・ 80%以上 A
- ・ 70%以上 80%未満 B
- ・ 60%以上 70%未満 C
- ・ 60%未満 D

2 再試験は、定期試験又は追試験の結果、科目試験結果の評価が「D」となった者に対して行う。

(卒業試験)

第 14 条 卒業試験は、理学療法学科及び作業療法学科の最終学年後期に実施するものとし、国家試験合格レベルの学力に達したかどうかを判定する。

2 卒業試験の実施について必要な事項はその都度示す。

(実習・実技試験)

第 15 条 実習・実技試験は、実習機材使用あるいは実技により試験を行う。

(レポート、論文)

第 16 条 レポート、論文は、科目担当講師が示すテーマに関して指定された様式により提出し、科目担当講師が審査を行う。

(授業科目試験受験の制限)

第 17 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該科目の試験を受けることができない。

- (1) 試験を受けようとする科目をその学期において履修していない場合
- (2) 原則として総授業時間数の三分の一を超える欠席がある場合。
ただし、公欠取得者については、公欠取得の上限以内である場合及び公欠取得の上限を超過した場合は、超過分の補講等を受講した場合はその限りではない。
- (3) 試験開始より 10 分以上遅刻した場合

(試験時間及び受験中の途中退場)

第 18 条 定期試験の試験時間は 90 分以内とする。

2 試験受験者の途中退場可能時期は、講師・教員の指示による。

(試験中の不正行為)

第 19 条 試験中に不正行為を行った者を認めた場合、試験監督者は、当該不正行為を行った者に対し退場を命ずる。その試験科目の成績評価を「D」とする。

(試験を受験出来ない場合の手続き)

第 20 条 試験が受験できない場合及び受験できなかった場合は、事由の証明できる資料等を速やかに提出するものとする。

(再試験の手続き)

第 21 条 再試験の手続きは、当該科目の試験前日までに、事務室（受付）に、再試験申込書を提出し、受験するものとする。但し、突発的な事故の場合はこの限りではない。

(追試験の受験料)

第 22 条 追試験の受験料は、徴収しないものとする。

(再試験の受験料)

第 23 条 再試験の受験料は、1 科目につき 1,000 円とする。

(追・再試験の実施)

第 24 条 追・再試験は、当該学期末に行なう。

(授業科目の評価要領)

第 25 条 授業科目の評価は、当該科目の定期試験（追試験を含む）結果、平常評価（平常試験、レポート、受講態度等）を勘案して総合的な評価の上、第 26 条に示す総合評価の区分「可」以上に単位を与える。

2 平常評価は、次の区分により実施する。

- ・優れている A
- ・良好 B
- ・普通（可） C
- ・劣っている（不可） D

(総合評価の区分)

第 26 条 総合評価の区分は、次のとおりとする。

- ・優 (A)
- ・良 (B)
- ・可 (C)
- ・不可 (D) A～Dは1年生前期での総合評価区分

2 総合評価の要領は、講義計画書（シラバス）で示す。

3 再試験の結果、平常評価を含めた総合評価が「可以上」の者は、その評価を「可」とする。

(追試験の評価)

第 27 条 追試験の評価については、定期試験と同様とする。

(再試験の評価)

第 28 条 再試験の評価が C 以上の者は、その試験の評価を「C」とする。

(実習・実技試験の評価)

第 29 条 実習・実技試験の評価は、実習機材の使用あるいは実技により行い、第 25 条及び第 26 条により評価する。

(レポート、論文の評価)

第 30 条 レポート、論文の評価は、科目担当講師が示すテーマについて、その内容を評価項目ごと採点し、第 13 条により評価を行う。

(臨床実習の評価)

第 31 条 臨床実習の評価は、「臨床実習指導要領」における評価基準により行う。

(試験の代替等)

第 32 条 演習科目の試験は、レポート、論文をもって、これに替えることがある。

(再履修)

第 33 条の 1 復学した学生、又は、原級留置した学生は、単位未修得不合格科目を再履修する。

2 単位未修得科目のうち、演習・実習等の科目については、第 26 条から第 32 条を準用する。ただし、臨床実習については「臨床実習指導要領」による。

(補備講習及び聴講)

第 33 条の 2 第 33 条の 1 第 1 項に示す学生は、必要により学科所定の単位修得済み科目について補備講習（既に合格している科目）を受けるものとする。補備講習の受講にあたっては、本校学則及び本履修規程に基づき受講し、学科所定の試験を受験するものとする。

2 単位認定を受けている科目について聴講を希望する学生は、別紙第 2「聴講科目申請書兼承認書」により学科責任者を通じて校長に提出し、承認を受けるものとする。

3 第 33 条の 1 に規定する再履修科目、第 33 条の 2 に規定する補備講習及び聴講科目については、別紙第 3「再履修・補備講習・聴講 科目決定通知書」により、学生及び非常勤講師等に通知する。

第 5 章 進級及び卒業の要件

(進級及び卒業の要件)

第 34 条 進級及び卒業は、進級（卒業）認定会議を経て校長が決定する。

2 学則第 24 条に基づく進級及び卒業認定の要件は、下記のとおり。

(1) 進級認定の要件

ア 学納金の納入

イ 各学年所定の単位を修得

ウ 第 1 条の 4 の卒業認定の方針に示す人材に到達し得る者

(2) 卒業認定の要件

ア 学納金の納入

イ 第1条4の卒業認定の方針に示す人材に到達した者

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

教育方針

1 卒業認定の方針（ディプロマポリシー）

札幌医療リハビリ専門学校の教育理念、教育の目的及び教育の目標に基づき、下記の資質・能力を身に付け、全学年所定の単位を取得し、卒業試験に合格した者に対して、課程の修了、卒業を認定する。

①（倫理観）

社会人・医療従事者として、守るべき秩序・規範に照らして善悪を正しく判断し正しい行いができる。

②（責任感）

社会人・医療従事者として、自らの責務・役割を果たし、責任ある行動ができる。

③（探求心）

生涯にわたり自らの専門的知識と技術の向上を図り、豊かで幅広い視野を持つことができる。

④（協調性）

他者を理解し、他者と協力（チームの一員と）して、前向きに目標を達成することができる。

⑤（コミュニケーション能力）

他者と積極的に関わり、円滑な意思疎通（聞く・聴く・察すること、話す・伝えること）ができる。

2 教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）

札幌医療リハビリ専門学校の教育理念、教育の目的及び教育の目標に基づき、卒業認定の方針に示す人材を育成するため、療法士として必要な専門的知識・技能の習得を主目的とした教育課程を編成する。この際、関係省令に基づき、教育科目を「基礎分野」「専門基礎分野」「専門分野」に区分し、段階的な講義及び演習に実習を交えながら教育を実施する。

3 入学者受入れ方針（アドミッションポリシー）

札幌医療リハビリ専門学校の教育理念、教育の目的及び教育の目標を達成するため、卒業認定の方針及び課程教育編成・実施の方針に基づき、医療・福祉分野に興味があり、リハビリテーション分野での活躍を熱望する以下の入学者を求める。

- ① 本校で学ぶ目的・意識が明確で、理学療法士作業療法士資格取得に強い意志を有する人
- ② 本校の修学のために必要な基礎学力及び心身の健全性（健康状態等）を有する人
- ③ 学修意欲旺盛であり、学力向上に努力できる人
- ④ 他者と積極的に関わり、協力して学修することができる人
- ⑤ 社会、とりわけ医療・福祉を取り巻く環境に関心を持ち、社会性を身に付けることに努力できる人